

平成19年3月20日(火曜日)

議事日程第4号

平成19年3月20日(火曜日)午前10時開議

- 第1. 議案の訂正について
- 第2. 委員長審査報告
- 第3. 議案第9号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第4. 議案第10号 本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第5. 議案第11号 由利本荘市名誉市民条例の制定について
- 第6. 議案第12号 由利本荘市財産区名称条例の制定について
- 第7. 議案第13号 由利本荘市小友財産区管理会条例の制定について
- 第8. 議案第14号 由利本荘市小友財産区基金に関する条例の制定について
- 第9. 議案第15号 由利本荘市北内越財産区基金に関する条例の制定について
- 第10. 議案第16号 由利本荘市松ヶ崎財産区基金に関する条例の制定について
- 第11. 議案第17号 由利本荘市小友財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第12. 議案第18号 由利本荘市小友財産区公有林野官行造林条例の制定について
- 第13. 議案第19号 由利本荘市西滝沢水辺プラザ多目的広場条例の制定について
- 第14. 議案第20号 独立行政法人雇用・能力開発機構委託に係る本荘由利地域職業訓練センター管理運営条例の制定について
- 第15. 議案第21号 由利本荘市畜産振興基金条例の制定について
- 第16. 議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第17. 議案第23号 由利本荘市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第24号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第19. 議案第25号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第20. 議案第26号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第21. 議案第27号 由利本荘市電気通信事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第28号 由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第29号 由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第30号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第31号 由利本荘市簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案

- 第 26 . 議案第 32 号 由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案
- 第 27 . 議案第 33 号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第 28 . 議案第 34 号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第 29 . 議案第 35 号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案
- 第 30 . 議案第 36 号 由利本荘市松ヶ崎財産区公有林野官行造林条例を廃止する条例案
- 第 31 . 議案第 82 号 由利本荘市区長設置条例を廃止する条例案
- 第 32 . 議案第 83 号 由利本荘市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 33 . 議案第 37 号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第 34 . 議案第 38 号 由利本荘市道路線の認定について
- 第 35 . 議案第 40 号 土地改良事業（笹子上堰地区）の施行について
- 第 36 . 議案第 41 号 由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収について
- 第 37 . 議案第 42 号 由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第 38 . 議案第 43 号 由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 39 . 議案第 44 号 由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 40 . 議案第 45 号 由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 41 . 議案第 46 号 由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて
- 第 42 . 議案第 47 号 由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第 43 . 議案第 48 号 平成 18 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 44 . 議案第 49 号 平成 18 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 45 . 議案第 50 号 平成 18 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 46 . 議案第 51 号 平成 18 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 47 . 議案第 52 号 平成 18 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 48 . 議案第 53 号 平成 18 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 49 . 議案第 54 号 平成 18 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 50 . 議案第 55 号 平成 18 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 51 . 議案第 56 号 平成 18 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 52 . 議案第 57 号 平成 18 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 53 . 議案第 58 号 平成 18 年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 54 . 議案第 59 号 平成 18 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 55 . 議案第 60 号 平成 18 年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第 1 号）

- 第56．議案第61号 平成18年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第57．議案第62号 平成18年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第58．議案第63号 平成18年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）
- 第59．議案第64号 平成19年度由利本荘市一般会計予算
- 第60．議案第65号 平成19年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第61．議案第66号 平成19年度由利本荘市老人保健特別会計予算
- 第62．議案第67号 平成19年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第63．議案第68号 平成19年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第64．議案第69号 平成19年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第65．議案第70号 平成19年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第66．議案第71号 平成19年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第67．議案第72号 平成19年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第68．議案第73号 平成19年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第69．議案第74号 平成19年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第70．議案第75号 平成19年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計予算
- 第71．議案第76号 平成19年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第72．議案第77号 平成19年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第73．議案第78号 平成19年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第74．議案第79号 平成19年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第75．議案第80号 平成19年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第76．議案第81号 平成19年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第77．平成18年請願第5号 由利本荘市における認可外保育園にかかわる条例制定等を求める請願
- 第78．請願第1号 日豪EPA交渉に関する意見書提出についての請願
- 第79．請願第2号 多目的屋内土間運動場の建設を求める請願
- 第80．陳情第1号の1 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第81．陳情第1号の2 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第82．陳情第2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書提出についての陳情
- 第83．陳情第3号 労働法制の改善を求める意見書提出についての陳情
- 第84．陳情第4号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書提出についての陳情
- 第85．継続審査中の平成18年陳情第8号 総合文化施設（多目的ホール）に関する陳情
- 第86．継続審査中の平成18年陳情第17号 公正な森林整備事業の森林施業関係業務の発注についての陳情

- 第87．継続審査中の平成18年陳情第25号 由利本荘市議会議員の兼業禁止及び議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情
- 第88．継続審査中の平成18年陳情第26号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める意見書提出についての陳情
- 第89．追加提出委員会発案の説明並びに質疑
委員会発案第1号から委員会発案第3号まで 3件
- 第90．委員会発案第1号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出について
- 第91．委員会発案第2号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書の提出について
- 第92．委員会発案第3号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件
議事日程第4号のとおり

出席議員（29人）

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 高橋信雄	15番 村上文男
16番 佐藤賢一	17番 伊藤順男	18番 鈴木和夫
19番 齋藤作圓	20番 佐藤勇	21番 佐藤讓司
22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和	25番 土田与七郎
26番 村上亨	27番 三浦秀雄	28番 齋藤栄一
29番 佐藤實	30番 井島市太郎	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	助役	鷹照賢隆
助役	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	建設部理事	佐々木孝一
総務部長	佐々木永吉	企画調整部長	渡部聖一
市民環境部長	松山祖隆	福祉保健部長	豊島一郎
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	藤原秀一
建設部長	猿田正好	教育次長	中村晴二
ガス水道局長	工藤秋雄	消防長	福岡憲一

議会事務局職員出席者

局長	熊谷 正 次	長	石川 隆 夫
書記	鎌田 直 人	書記	遠藤 正 人
書記	阿部 徹		

午前10時01分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。このたび議案第48号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）について、市長より訂正の申し出がありました。

また、追加委員会発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から議案訂正の理由の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 議案訂正理由の説明に入ります前に、議員の皆様にご一言おわび申し上げます。

今定例会におきましては、各提出議案について慎重なご審議をいただいているところでありますが、議案第48号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）において訂正の必要が生じたことについて、議員の皆様にご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。

訂正をお願いいたします内容は、西目潟端地区まちづくり交付金事業で整備を予定しております西目駅前広場について、東日本旅客鉄道株式会社から取得予定の用地面積について錯誤があり予算の不足が生じたため、さきに提出しました平成18年度一般会計補正予算（第9号）について訂正するものであります。

その内容についてご説明申し上げます。

都市計画総務費の17節公有財産購入費において、不足分を措置するため578万8,000円を増額し、第1表歳入歳出予算補正の歳入合計及び歳出合計の補正額について「1億1,429万9,000円」を「1億851万1,000円」に、その計について「526億9,466万6,000円」を「527億45万4,000円」に訂正するものであります。

また、第4表地方債補正、西目潟端地区整備事業の補正後限度額について2,020万円を2,520万円に訂正するものであります。

以上のように訂正させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上で議案訂正の理由の説明を終わります。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前11時02分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第9号から議案第38号まで及び議案第40号から議案第83号までの74件、平成18年請願第5号及び請願第1号並びに請願第2号の3件、陳情第1号の1から陳情第4号までの5件、継続審査中の平成18年陳情第8号、陳情第17号、陳情第25号及び陳情第26号の4件を一括上程し、日程第2により各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長（三浦秀雄君）登壇】

総務常任委員長（三浦秀雄君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、条例関係18件、補正予算5件、新年度予算6件、その他1件及び陳情2件の計32件であります。

審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります、審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第9号由利本荘市名譽市民条例の一部変更についてであります、これは本年4月より施行される地方自治法の一部改正に伴い、規約中「助役」を「副市長」、「吏員」を「職員」に改めるほか、収入役を廃止する内容となっており、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第11号由利本荘市名譽市民条例の制定についてであります、これは由利本荘市の名譽市民について、その功績に報いるとともに後世までその功績を顕彰することを目的とする条例を制定しようとするものであります。名譽市民は、由利本荘市及び由利本荘市に縁故の深い者のうちから、市長が委嘱する由利本荘市名譽市民選考委員会に諮り、議会の同意を得て選定するもので、称号及び名譽市民章を贈るとともに、市の重要な式典に招待するなどの待遇を定めるものとなっており、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第12号由利本荘市財産区名称条例の制定についてであります、これは合併前から存続しております7財産区について、由利本荘市発足時に暫定施行された財産区名称条例を廃止し、由利本荘市の条例として制定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

また、議案第13号由利本荘市小友財産区管理会条例の制定について、議案第14号由利本荘市小友財産区基金に関する条例の制定について、議案第15号由利本荘市北内越財産

区基金に関する条例の制定について、議案第16号由利本荘市松ヶ崎財産区基金に関する条例の制定について、議案第17号由利本荘市小友財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第18号由利本荘市小友財産区公有林野官行造林条例の制定についての6件につきましては、由利本荘市発足時に暫定施行しておりました合併前の本荘市の条例を廃止するとともに、由利本荘市の条例として改めて制定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、いずれの条例案も内容については廃止前の条例と同様であり、変更は伴わないものであります。

次に、議案第19号由利本荘市西滝沢水辺プラザ多目的広場条例の制定についてですが、これは市民が自然に親しめる健全なレクリエーション施設として設置された西滝沢水辺プラザ多目的広場について条例を制定しようとするもので、施設の利用手続きや指定管理者による管理の代行ができることなどについて定めるものとなっており、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第22号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案であります。これは議案第9号と同様、地方自治法の一部改正に伴い「助役」を「副管理者」、「吏員」を「職員」と改め、また、収入役を廃止することにより、由利本荘市印鑑条例等関連する8件の条例を整理するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第23号由利本荘市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは特別職報酬等審議会の答申を受け、市議会の常任委員長及び議会運営委員長の報酬月額を36万7,000円と新たに定めるため条例の一部を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第24号由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは行政協力事務に関する条例が本年4月1日より施行されることにより、行政協力員に対する報酬が廃止されることに伴い、その支給規定を削除するため条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このまま規定を残すべきであるとする一部委員の意見もございましたが、採決の結果、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第25号由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは国及び県に準じ職員の管理職手当については定率制となっている現行の規定を管理職職員の級別の定額制とし、また、扶養手当については扶養親族に係る支給額の一部を増額するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第26号由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは県単独地方債事業として大内曲沢地区に設置された移動通信用鉄塔施設を、大内曲沢基地局として条例に加えるものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第27号由利本荘市電気通信事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これはケーブルテレビ加入者がインターネットを利用する際、パソ

コンの接続機器であるケーブルモデムを新たに設置するための費用として2万円の加入金が必要でありましたが、ケーブルモデムにかわる多重情報IP端末の設置を施設整備事業の一環として市が行うことにより、加入料を加入者の登録手数料のみの5,000円に改めるものであります。ただし、別途ケーブルモデムの設置もあわせて行う場合は、その設置費用として1万5,000円が加算されるものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第36号由利本荘市松ヶ崎財産区公有林野官行造林条例を廃止する条例案であります。これは平成12年に国の分収権を買い上げて以来、当該財産区内の官行造林地が消滅しており、また、将来とも官行造林が予定されないため条例を廃止するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第82号由利本荘市区長設置条例を廃止する条例案であります。平成17年7月より設置されております各地域自治区の区長につきましては、合併後の円滑な市政運営を図るという当初の設置目的が達成されたことにより、現在の区長の任期2年を契機とし、本年6月いっぱいをもって区長を廃止するため条例を廃止しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第83号由利本荘市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは市議会議員の政務調査活動のさらなる充実を図り、議会のさらなる活性化を目的とし、調査費の議員1人当たりの交付月額5,000円を1万円に引き上げようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第48号平成18年度一般会計補正予算（第9号）についてであります。

当委員会に付託になりました歳入歳出各款等の主なものについて、ご報告申し上げます。

まず、歳入であります。1款市税は実績と見込みによる補正であり、各税の総額では5,600万円余りの減額となっております。定率減税の縮小、老年者控除の廃止等による市民税の増額、評価がえの結果による固定資産税の減額などが主なものであります。

4款配当割交付金及び5款株式譲渡所得割交付金につきましては、見込みによる増額であります。

12款分担金及び負担金につきましては、大内曲沢地区内の移動通信鉄塔整備事業費の確定に伴う利用事業者からの負担金精査による減額であります。

13款使用料及び手数料は、市税督促手数料の実績見込みによる増額であります。

14款国庫支出金につきましては、旧法による合併市町村に対して合併補助金がこのたび一括して国より交付されることにより、本市に対する予定総額7億5,000万円のうち未交付分3億7,000万円が交付されることによる増額であります。

15款県支出金につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業費の確定に伴う県補助金、県民税徴収費委託金、権限移譲推進交付金の増額などであり、

16款財産収入につきましては、西目地域の市有地に対する東北電力高圧線下の地役権設定による補償費、財政調整基金及び減債基金等の運用収入、市有地・分譲地・物品等の財産売却収入の増額のほか、風力発電売電収入の減額などであり、

17款寄附金につきましては、市民による一般寄附金の増額であります。

18款繰入金につきましては、歳入補正・歳出補正の調整に伴う財政調整基金の減額及び事業費確定に伴う情報センター特別会計からの繰入金の減額であります。

19款繰越金につきましては、前年度繰越金の未計上分を増額補正するものであります。

20款諸収入につきましては、市税の延滞金及び金利上昇に伴う歳計現金に係る預金利子の増額のほかに雑入の精査等による補正であります。

21款市債につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業債等、各事業費確定に伴う総務債の減額が主なものであります。

次に、歳出の主なものをご報告いたします。

1 款議会費は、職員人件費の増額と会議録作成、議会報発行等の事業費精査による減額補正であります。

2 款総務費につきましては、年度末における事務事業費の精査に伴う減額補正が主な内容となっておりますが、額の大きなものとしたしましては、基幹系及び内部情報系業務システム管理費における各業務委託の契約差額、ケーブルテレビ施設に係る工事設計管理業務委託及び同工事の請負差額などでありまして、

また、増額補正の主なものは、合併補助金充当事業であります全庁統合型時空間地理情報システム導入事業費及び公有財産管理システム整備事業費のほか、財政調整基金及び減債基金への積立金などでありまして、

12款公債費につきましては、長期債の償還利子の精査額を元金分に振りかえる補正であります。

次に、繰越明許費につきましては、国の合併補助金充当事業である全庁統合型時空間地理情報システム導入事業等2件の事業費については、発注期間がないため翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、市土地開発公社による土地の代行取得となる由利本荘警察署庁舎改築拡張用地取得事業を追加するもので、期間は平成18年度から21年度まで、限度額は8,363万4,000円として設定するものであります。

最後に、地方債補正につきましては、事業の確定による限度額の変更が主なものであります。国の交付金の追加による増額や事業の一部を19年度以降に先送りすることによる減額などにより32件について限度額を変更するもので、限度額の総額では9,750万円増額となり、これによる年度末の市債の残高は775億3,300万円余りとなるものであります。

以上が当委員会へ付託された一般会計補正予算の概要であり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各特別会計の補正予算についてご報告申し上げます。

まず、議案第51号平成18年度情報センター特別会計補正予算（第3号）につきましては、CATVセンターの運営に係る年度末精査による補正であります。

歳入補正の主なものは、有線テレビ及び電気通信の新規加入者負担金等の増額、第三者による伝送路等施設破損による賠償費や排水路事業等に伴う施設移転補償費、ショッピングチャンネル導入に伴う雑入のほか、市債においては公営企業債の精査により減額する内容であります。

また、歳出補正におきましては、人件費のほか伝送路の修繕や移転費用等の一般管理費を増額するほか、一般会計への繰出金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ35万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,557万円にしようとするものとなっております。

次に、議案第52号平成18年度地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）についてありますが、これはY Bネットの運営に係る年度末の精査による補正であり、歳入補正の主なものはY Bネット使用料、引き込み工事手数料、移転工事負担金、テレビ共同受信施設使用料及び負担金等の精査であります。

また、歳出補正におきましては、Y Bネット運営費及びテレビ共同受信施設費の精査であり、歳入歳出の調整により積立金及び予備費を措置するものが主な内容となっております。

これにより歳入歳出それぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億722万7,000円にしようとするものとなっております。

次に、議案第60号平成18年度小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び議案第61号平成18年度松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件についてありますが、いずれも年度末の精査による補正であり、歳入補正においては前年度繰越金を計上しているほか、歳出決算見込みにより基金繰入金を減額し、また、歳出補正においては積立金を措置するなどの内容であり、小友財産区特別会計におきましては歳入歳出それぞれ41万円を減額し、補正後の歳入歳出予算額の総額をそれぞれ142万3,000円、また、松ヶ崎財産区特別会計におきましては、歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ85万7,000円とするものとなっております。

以上、ご報告申し上げました各特別会計の補正予算については、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第64号平成19年度一般会計予算についてありますが、当委員会に付託された歳入・歳出、継続費の各款及び地方債につきまして、ご報告申し上げます。

まず、歳入についてご報告いたします。

1款市税であります。市民税におきましては定率減税の廃止、税源移譲、景気の動向などにより8億1,800万円余りの増、固定資産税及び都市計画税においては評価がえによる課税標準額の減により、合わせて2億6,200万円余りの減としており、市税総額では前年度比7.3%増の82億2,100万2,000円となっており、歳入総額に占める割合は16.0%と見込んでおります。

次に、2款地方譲与税につきましては、税源移譲による所得譲与税の廃止により、45.8%減の7億757万1,000円としております。

次に、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金の各交付金につきましては、前年度実績及び実績見込みに基づき、また、景気の動向を反映した予算額となっております。地方特例交付金につきましては定率減税補てん分の減収を見込み、合わせて4.3%減の12億7,000万円余りとなっております。

次に、10款地方交付税につきましては、普通交付税は前年度当初額と同額であり、ま

た、特別交付税は10%減と見込み、交付税全体では0.9%減の179億7,500万円余りを見込んでおります。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、移動通信鉄塔整備事業者負担金及び子吉・石沢各財産区からの議会議員選挙費負担金であります。

次に、13款使用料及び手数料は、庁舎使用料等公共施設に係る使用料や市税証明等の手数料収入であります。

次に、14款国庫支出金につきましては、鳥海ダムに係る生活再建対策事務委託金及び参議院議員通常選挙費委託金などであります。

次に、15款県支出金は、市町村合併特例交付金、地籍調査事業費補助金、電源立地地域対策交付金、元気な地域づくり交付金、県広報配布委託金、県税徴収費委託金、県議会議員選挙費委託金、各種統計調査委託金、財産区事務委託金であります。

次に、16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入、財政調整基金等各基金運用収入、分譲宅地売払収入などあります。

次に、17款寄附金は、存置項目であります。

次に、18款繰入金では、財政調整基金より14億3,600万円余り、減債基金より3億6,000万円を取り崩して繰り入れるほか、公営企業債分に係る情報センター特別会計からの繰入金及び各財産区等からの繰入金であります。

なお、平成19年度末の財政調整基金の残高は7億円ほどと見込まれております。

次に、19款繰越金は、前年度と同額の8億円が見込まれております。

次に、20款諸収入につきましては、市税延滞金、歳計現金預金利子、地域総合整備資金貸付金元利収入のほか、宝くじ市町村交付金、第二庁舎の移転補償費などの雑入となっております。

歳入の最後、21款市債であります。ケーブルテレビ施設整備事業債及び移動通信用鉄塔施設整備事業債の総務債につきましては計16億7,400万円、また、臨時財政対策債につきましては前年度当初比10.9%減で13億2,500万円となっております。

次に、歳出につきましては、各所管より詳細な説明を受けておりますが、人件費等経常的な経費や継続的な事業費は省略させていただき、主な内容についてご報告申し上げます。

1款議会費につきましては、議員報酬、職員人件費等が主なものでありますが、会議録作成、議会報発行は前年並みの予算計上ですが、常任委員長・議会運営委員長の報酬と政務調査費の増額及び議員共済給付費負担金の増額などにより、議会費全体としては前年度当初比3.1%増となっております。

第2款総務費におきましては、今年度新規に実施される事業といたしまして市民憲章制定事業、第二庁舎移転建設事業、鳥海ダム建設推進対策事業などが予定されております。

継続実施事業につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業において今年度新たに西目・由利・鳥海の各地域について整備される予定となっており、また、携帯電話不感地帯解消対策事業として、鳥海地域の小川・下笹子地区及び東由利地域の黒淵地区にそれぞれ1基の移動通信用鉄塔施設に係る整備が行われる予定となっております。

また、国際交流事業におきましては、ハンガリー共和国ヴァーツ市へ青少年友好交流

訪問団が派遣される予定となっております。

また、地籍調査事業につきましては、引き続き本荘・矢島・東由利の各地域において、合計面積3.61平方キロメートルを調査するものとなっております。

また、コミュニティー活動促進関係では、集会施設建設等補助金として12カ所の施設に対する補助が予定されており、さらに任意の団体が行う活性化事業に対する助成事業である地域振興事業補助金については、活性化事業補助金と名称を変えて予算措置されております。

また、今年度実施される選挙費といたしまして、参議院議員通常選挙費、県議会議員一般選挙費、子吉財産区議会議員一般選挙費、石沢財産区議会議員一般選挙費が当初予算に計上されております。

なお、行政協力事務交付金につきましては、平成21年度の全市統一に向けた経過措置としての世帯割・団体割の交付額が計上されております。

第12款公債費は、長期債の元金及び利息の定時償還金並びに一時借入金の利子をみているものであり、計83億7,000万円余りの計上となっております、前年度当初比5.0%の増となっております。

第13款諸支出金は、土地開発公社に委託し先行取得した土地購入費に係る公社への償還金で、2億2,500万円余りの計上額となっております。

第14款の予備費につきましては、1億円余り措置されております。

歳出は以上であります。継続費につきましては、2款総務費におきまして第二庁舎移転建設事業として、平成19年度から20年度の2カ年間で総額1億9,000万円の継続費が設定されております。

また、地方債につきましては、38件の事業について起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものとなっております、限度額の総額は83億5,600万円余りとなっております。

次に、各特別会計の予算についてご報告申し上げます。

まず、議案第68号平成19年度情報センター特別会計予算であります。歳入につきましては、加入者より納付される収入の主なものとして、免除期間の設定によりケーブルテレビの新規加入金は存置分の予算措置となっております。インターネットに係る新規加入を350件、ケーブルテレビの使用料につきましては4,300件余り、インターネット使用料は1,050件を見込み、これに衛星放送の視聴料を加えて1億3,500万円余りを見込んでおります。このほか一般会計からの繰入金3,200万円余り、雑入700万円余り、一般会計への繰出金として措置されるケーブルテレビ施設整備事業債が1億3,480万円となっております。

また、歳出におきましては、一般管理費では職員7名分等の人件費のほか、施設の維持管理、機器等のリース料、電柱借上料、衛星放送視聴料、セットトップボックス購入費などであり、また、番組の取材編集に要する番組制作費、公営企業債分の一般会計への繰出金、長期債の償還利子のほか予備費を措置する内容で、これによる歳入歳出予算の総額を3億985万1,000円と定めるものとなっております。

なお、地方債につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業1件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものとなっております。

次に、議案第69号平成19年度地域情報化事業特別会計予算についてであります。歳入の主なものは、加入総数1,028件を見込むY B ネット使用料や678件を見込むテレビ共同受信施設使用料、引き込み工事手数料、N T Tへの光ファイバー貸付収入、主に起債償還金に充当する一般会計からの繰入金などとなっております。

また、歳出の主なものは、伝送路支障移転費や引き込み工事手数料、インターネット通信やデータ通信の回線使用料、電柱の使用料などのY B ネット運営費、テレビ共同受信施設の維持費などのほか、起債に係る元利償還金のほか予備費を措置するもので、歳入歳出予算の総額を1億235万4,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第77号平成19年度小友財産区特別会計予算についてであります。歳入においては基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出においては財産区管理委員会報酬などの管理委員会運営費と山林の下刈り、除伐等財産の維持管理費のほか、各種団体への補助を目的とした一般会計への繰出金が主なもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ185万7,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第78号平成19年度北内越財産区特別会計予算についてであります。歳入は基金からの繰入金が主なもので、また、歳出では山林の維持費及び団体補助を目的とする一般会計への繰出金等で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1万6,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第79号平成19年度松ヶ崎財産区特別会計予算についてであります。歳入では土地貸付収入及び基金からの繰入金が主なもので、また、歳出においては、会議費等のほか各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83万4,000円と定めるものとなっております。

以上、ご報告申し上げました一般会計及び各特別会計の新年度予算につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情の審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第1号の1安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書提出についての陳情についてであります。この陳情の趣旨は、国民の安全・安心のため医療、教育、福祉、雇用などの公務・公共サービスを充実し、また、消費税などの増税を行わず、大企業等の優遇税制を是正し、応能課税を行うことを求める意見書の提出を求めるものであり、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第4号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書提出についての陳情についてであります。市場化テストにつきましては今後における実際運用状況等を見きわめるべきであることから、なお審査の必要ありと判断し、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で当委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。

【教育民生常任委員長（佐藤勇君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤勇君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係2件、補正予算5件、当初予算6件、その他2件、請願2件、陳情1件の計18件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第10号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてであります。これは国の地域支援事業に関するメニュー変更に対応し柔軟に事業を実施するため、別表中、5、地域支援事業に関する事務の委託事務の大項目（1）から（3）までの中項目及び小項目を削除し、大項目として「（5）その他広域組合管理者と受託者と協議して定めるもの」を追加することに伴い、本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約を変更するため議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第28号由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これはごみの減量に対する意識改革の推進並びにごみの排出量に応じた市民負担の公平性を図るため、指定収集袋へ手数料を転嫁する方法で、可燃ごみ及び不燃ごみについてごみ処理の有料化を実施しようとするものであります。ごみ処理手数料は、45リットルクラス大1袋50円、25リットルクラス小1袋30円にしようとするものであります。附則の経過措置による激変緩和措置により当分の間、大1袋30円、小1袋20円にしようとするものであります。

なお、この条例案は平成19年10月1日から施行するものであります。当局から導入スケジュールの説明があり、その内容は平成19年4月以降に説明会の開催や広報での周知、6月ごろに世帯へのチラシ・ごみ袋のサンプルの配布、10月1日に改正後のごみ袋の販売開始を予定しているものであります。平成19年末までは現行の指定ごみ袋の使用可能期間とし、平成20年1月から3月までは購入済みの現行のごみ袋と改正後のごみ袋の等価交換を予定しているものであります。

また、資源ごみにつきましては、現行どおり変更はありませんが、ごみ袋を1種類とし、基本としましては平成19年度末で現行のごみ袋の販売を終了する予定であります。購入済みの現行のごみ袋は使い切るまで使用可能とし、等価交換は行わないものであります。

以上のとおり条例の一部改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第29号由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは指定ごみ収集袋によるごみ処理が有料化されることに伴い、ごみ処理施設へ直接搬入した場合の清掃使用料について、使用者及びごみの種類に応じた使用料を規定するため別表等を整備しようとするものであります。

今回の清掃使用料の改正案は、10キログラム当たり30円から、市民につきましては可燃ごみ及び不燃ごみを50円、可燃性粗大ごみを70円とし、事業系ごみに係る事業者分につきましては、可燃ごみ及び不燃ごみを100円、可燃性粗大ごみを120円とするものであります。

また、清掃使用料の納入方法につきましては、後納もできるようにするため第5条第3項にただし書きを加えるものであります。

なお、この条例案は議案第28号と同様に平成19年10月1日から施行するものでありま

す。

以上のとおり条例の一部改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第42号由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは平成19年度由利本荘市一般会計から公債費などの財源に充当するため、1億5,000万円以内を由利本荘市介護サービス事業特別会計へ繰り入れることに伴い、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告いたします。

最初に、議案第48号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第12款から第17款、第20款、第21款と歳出第2款から第5款、第9款、第10款、繰越明許費第10款、債務負担行為についてであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに全般に事業費確定または精算見込みによる補正であります。人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入第12款分担金及び負担金は、精算見込みによる保育所入所者負担金の減額、児童クラブ等保護者負担金の増額が主なものであります。

第13款使用料及び手数料は、精算見込みによる各施設使用料の増減額、鳥海診療所及び笹子診療所使用料の増額が主なものであります。

第14款国庫支出金は、精算見込みによる知的障害者施設訓練等支援費負担金の減額、障害者自立支援給付費負担金の増額、生活保護費負担金の減額、西目小学校改築及び本荘南中学校改築に係る安全・安心な学校づくり交付金の増額が主なものであります。

第15款県支出金は、精算見込みによる障害者自立支援給付費負担金の増額、児童手当負担金の減額、地域生活支援事業費等補助金の増額が主なものであります。

第16款財産収入は、精算見込みによる結婚衣装貸付料の減額、単価の高騰による鉄・アルミプレス等の物品売払収入の増額が主なものであります。

第17款寄附金は、音楽ホール建設資金寄附金であります。

第20款諸収入は、精算見込みによる地域支援事業受託収入の減額、生活保護費返還金の増額、居宅介護予防サービス計画収入の減額、矢島消防署落雷被害に係る共済金の追加補正が主なものであります。

第21款市債は、事業費確定による消防施設整備事業債の減額、矢島中高連携校建設に係る矢島中学校整備事業債の減額、精算見込みによる西目小学校改築及び本荘南中学校改築に係る西目小学校整備事業債及び本荘南中学校整備事業債の増額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。第2款総務費では、1項総務管理費において交通安全対策に関する経費で、精算見込みによる交通指導隊に関する出動手当等の増額、交通安全市民大会費の減額、防犯対策に関する経費で防犯指導隊に関する出動手当等の減額が主なものであります。

3項戸籍住民基本台帳費においては、精算見込みによる郵送料等の減額が主なものであります。

第3款民生費では、1項社会福祉費において国の基準による国民健康保険特別会計への繰出金の増額、年度途中の病弱者等介護加算制度の廃止、退所・入院等による老人保護措置費の減額、精算見込みによる介護予防事業費の減額、身体障害者施設訓練等支援事業費の増額及び平成17年度事業費確定による国庫負担金返還金の増額、精算見込みによる身体障害者在宅福祉事業費の減額、知的障害者施設訓練等支援事業費の減額、知的障害者在宅福祉事業費の減額、福祉医療費支給事業費の減額、介護保険費広域負担金の減額、包括支援センター運営費の減額などが主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、利用者増加に伴う放課後児童対策事業費の増額、精算見込みによる障害児保育事業費及び乳幼児保育促進事業費等の減額、保育所入所措置事業費の減額、児童手当給付事業費の減額、第3子等の出生増加による子育て支援金事業費の増額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、精算見込みによる扶助費の減額及び平成17年度事業費確定による国庫負担金返還金の増額が主なものであります。

第4款衛生費では、1項保健衛生費において各種検診受診者数の減による委託料の減額、精算見込みによる鳥海診療所運営費及び笹子診療所運営費の医薬材料費の増額、笹子診療所改築事業等の減額などが主なものであります。

また、2項清掃費においては、精算見込みによるじんかい収集の委託料の減額、本荘処理センター及び鳥海処理センターの定期整備補修費等の減額、し尿処理施設運営費に係る広域分担金の減額などが主なものであります。

第5款労働費は、精算見込みによる出稼ぎ者健康診断委託料等の減額、勤労青少年ホーム管理費の増額補正であります。

第9款消防費は、事業費確定による耐震性貯水槽の工事請負費等の減額、小型動力ポンプ及び積載車等に係る備品購入費の減額などが主なものであります。

第10款教育費では、1項教育総務費において事業費確定によるスクールバス購入費等の減額、奨学資金特別会計繰出金の減額などが主なものであります。

また、2項小学校費においては、国の平成18年度補正予算による子吉小学校体育館床改修等の各小学校整備費の増額、西目小学校給食棟に係る改築事業費の増額、精算見込みによる児童等健診事業費の減額などが主なものであります。

また、3項中学校費においては、国の平成18年度補正予算による本荘北中学校給水管改修等の各中学校整備費の増額、本荘南中学校体育館等に係る改築事業費の増額、精算見込みによる教育振興推進事業費の減額、矢島中高連携校に係る造成工事を平成19年度に行うことによる減額、高校用地の購入費の追加及び中学校用地購入費の精査が主なものであります。

4項幼稚園費においては、精算見込みによるすこやか子育て支援事業費の減額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、精算見込みによる社会教育施設及び公民館管理費の減額、文化財調査事業費の減額、文化会館の光熱費の減額などが主なものであります。

また、6項保健体育費においては、田頭河川運動公園のトイレ整備を平成19年度に行うことによる減額、事業費の確定による水林総合運動公園整備事業費の減額などが主なものであります。

次に、繰越明許費についてであります。これは国の平成18年度補正予算によるものであります。年度内の完成が極めて困難なことから、第10款教育費第2項小学校費において西目小学校給食棟に係る西目小学校改築事業3億8,099万6,000円、子吉小学校体育館床改修等の学校施設改修事業3,340万円、第3項中学校費において本荘南中学校体育館等に係る本荘南中学校改築事業6億9,581万8,000円、本荘北中学校給水管改修等の学校施設改修事業5,160万円をそれぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為補正についてであります。これは追加分につきましては石沢保育園秋田県社会福祉施設整備資金借入金元利償還金補助として、平成18年度から平成33年度まで限度額2,000万円を設定するものであります。

また、廃止分につきましては、今年度において由利本荘市土地開発公社から買い戻すため、平成18年度から平成28年度まで矢島中高連携校建設用地取得事業として限度額1億7,087万8,000円を設定していた債務負担行為を廃止するものであります。

次に、議案第49号平成18年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、一般被保険者国民健康保険税、療養給付費等負担金、共同事業交付金等の減額、財政調整交付金、療養給付費等交付金、繰越金の増額が主なものであり、歳出においては精算見込みによる総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費の減額、予備費の増額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を90億6,989万円にしようとするものであります。

次に、議案第50号平成18年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、第1款診療収入の減額、第3款財産収入の増額であり、歳出においては、第1款衛生費の精算見込みによる減額、第2款基金積立金においては基金積立金の減額であり、補正後の歳入歳出予算総額を1,115万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第53号平成18年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳出において、第1款奨学資金費第1項一般管理費の精算見込みによる事務費の減額、第2項奨学資金貸付金においては休学、退学等による貸付金の減額、歳入においては、第2款繰入金の減額及び第3款繰越金の増額であり、補正後の歳入歳出予算総額を9,548万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第54号平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、第1款サービス収入、第2款財産収入及び第3款寄附金を増額、また、第4款繰入金を減額、第5款繰越金及び第6款諸収入を増額し、歳出においては、精算見込みによる第1款サービス事業費の減額、また、第2款基金積立金及び第4款予備費の増額であり、補正後の歳入歳出予算総額を7億7,448万1,000円にしようとするものであります。

以上のとおり一般会計及び各特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成19年度予算についてご報告いたします。

最初に、議案第64号平成19年度由利本荘市一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第11款から第18款、第20款、第21款、歳出第2款から第5款、第7款、第9款、第10款、継続費第10款、債務負担行為についてで

あります。

その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入第11款は交通安全対策特別交付金であります。

第12款分担金及び負担金は、老人保護入所者負担金、保育所入所者負担金が主なものであります。

第13款使用料及び手数料は、鳥海診療所使用料、焼却場使用料、幼稚園保育料、戸籍手数料が主なものであります。

第14款国庫支出金は、知的障害者施設訓練等支援費負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金、次世代育成支援対策交付金、安全・安心な学校づくり交付金、国民年金事務取扱費委託金が主なものであります。

第15款県支出金は、保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金、すこやか子育て支援事業費補助金、第62回国民体育大会会場他市町村運営交付金が主なものであります。

第16款財産収入は、鉄・アルミプレス等の物品売払収入が主なものであります。

第17款寄附金は、カヌー強化費寄附金であります。

第18款繰入金は、老人保健特別会計繰入金であります。

第20款諸収入は、高額療養費貸付金元利収入、地域支援事業受託収入、老人福祉施設建設費償還金、居宅介護予防サービス計画費収入、ごみ袋売上代が主なものであります。

第21款市債は、診療所整備事業債、消防施設整備事業債、小学校改修事業債、中学校改修事業債、水林総合運動公園整備事業債などであります。

次に、歳出についてですが、第2款総務費では交通安全対策、防犯対策、市民相談、住民基本台帳費に係る経費が主なものであります。

第3款民生費では、老人ホーム・身体障害者・知的障害者・保育所等の経費のほか、国民健康保険費、福祉医療給付費、介護保険費、生活保護に係る経費が主なものであり、入院医療費支給及び子育て支援金事業費などの子育て支援の一環としての経費も計上されております。

第4款衛生費では、各種検診、予防接種に係る経費や診療所に係る経費及び鳥海診療所医師住宅改築事業、ごみの有料化に関する経費、ごみ処理施設に係る経費、し尿処理分担金などが主なものであり、地域中核病院小児科・産科医師確保支援事業、妊婦へのブックスタート事業、不妊治療費助成事業の経費も計上されております。

第5款労働費は、季節労働に係る経費、勤労青少年ホームの管理費を計上しております。

第7款商工費は、消費者行政に係る経費を計上しております。

第9款消防費は、常備消防の維持管理費、消防団に係る経費のほか災害対応特殊化学ポンプ自動車、高規格救急車、小型動力ポンプ積載車、耐震性貯水槽の設置に要する経費が主なものであります。

第10款教育費では、幼稚園、小学校、中学校や各教育施設の維持管理に要する経費、スクールバスの購入費、笹子小学校グラウンド改修、西目小学校改築、由利中学校屋根防水改修、本荘南中学校改築、矢島中高連携校建設、水林運動公園陸上競技場改修、また、国体競技会場整備、本大会開催等の実行委員会補助金などの国体関連事業に関する経費が主なものであります。

次に、継続費についてであります。これは第10款教育費において、2項小学校費では西目小学校改築事業として平成19年度5億104万7,000円、平成20年度7億6,370万2,000円、総額12億6,474万9,000円にしようとするものであります。

また、3項中学校費では、本荘南中学校改築事業として平成19年度5億6,790万8,000円、平成20年度7億7,735万6,000円、総額13億4,526万4,000円に、矢島中高連携校建設事業として平成19年度5億7,132万2,000円、平成20年度9億8,981万5,000円、総額15億6,113万7,000円にしようとするものであります。

次に、債務負担行為についてであります。これは福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について、平成19年度から26年度まで、利子補給については償還利子5%以内の利子補給額、損失補償については金融機関が融資した額の10%に相当する額を、それぞれ限度額として設定するものであります。

次に、議案第65号平成19年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算についてであります。歳出においては保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金などが主なものであり、歳入においては国民健康保険税のほか国庫支出金、療養給付費等交付金が主なものであります。歳入歳出予算の総額を95億5,833万9,000円にするものであります。

次に、議案第66号平成19年度由利本荘市老人保健特別会計予算についてであります。歳出においては、医療給付費のほか医療費支給費、審査支払手数料が主なものであり、歳入においては、支払基金交付金、国庫支出金が主なものであります。歳入歳出予算の総額を105億6,020万2,000円にするものであります。

次に、議案第67号平成19年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳出においては、医師等の報償費と医薬材料費等が主なものであり、歳入においては、診療収入、受託事業収入が主なものであります。歳入歳出予算の総額を902万2,000円にするものであります。

次に、議案第70号平成19年度由利本荘市奨学資金特別会計予算についてであります。平成19年度の貸し付けについて、既存貸し付け決定分及び新規分を含め168人分を予算計上し、その財源として一般会計からの繰入金、繰越金、貸付金の返還金などを充てるものであります。歳入歳出予算の総額を8,257万1,000円にするものであります。

次に、議案第71号平成19年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳出においては、鳥寿苑、悠楽館及び東光苑の管理運営費並びに白百合苑に係る公債費が主なものであり、歳入においては、サービス収入、繰入金、繰越金が主なものであります。歳入歳出予算の総額を7億9,361万5,000円にするものであります。

以上のとおり、一般会計及び各特別会計は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、請願等についてご報告いたします。

最初に、平成18年請願第5号由利本荘市における認可外保育園にかかわる条例制定等を求める請願につきましては、認定保育所の設置条例を定めること及び認可外保育所に対する補助のあり方、補助金の増額等の2項目からなる請願であります。保護者に対しては市独自の支援をしているが、さらに実態を調査し審査する必要があるとし、継続審査にすべき」との意見が出され、なお審査の要ありとし、申出書のとおり継続審査

すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第2号多目的屋内土間運動場の建設を求める請願につきましては、本荘地域に多目的屋内土間運動場の建設を求める請願であります。なお、「継続審査にすべき」との意見が出されましたが、採決した結果、採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第1号の2安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書提出についての陳情につきましては、格差社会の是正を図るために社会保障制度の充実を求める意見書提出についての陳情であります。

なお、「採択すべき」との意見と「陳情の理由と陳情項目が整合していない部分もあるが趣旨は理解できるとし、趣旨採択にすべき」との意見があり、採決の結果、趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時01分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長報告を続行いたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。18番鈴木和夫君。

【産業経済常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

産業経済常任委員長（鈴木和夫君） 私から産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、条例関係が4件、補正予算が4件、新年度予算4件、その他5件、請願1件、陳情2件の計20件であります。

なお、これに継続審査中の陳情2件を加えた22件の審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、条例関係の議案のうち、議案第20号独立行政法人雇用・能力開発機構委託に係る本荘由利地域職業訓練センター管理運営条例の制定についてであります。これは合併時に暫定施行した旧本荘市の条例を廃止し、新たに由利本荘市の条例として制定しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第21号由利本荘市畜産振興基金条例の制定についてであります。これは合併時に暫定施行した旧大内、東由利両町の基金条例を廃止し、市内全域を対象とし、畜産農家の経営安定等を図るための資金貸し付けを目的とした基金を創設するに当たり、新たに由利本荘市の条例として制定するものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第30号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは浄化槽施設を大内地域に12カ所、本荘地域に26カ所、それぞれ新たに設置したことに伴い、別表に当該施設を追加しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、

原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第31号由利本荘市簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案であります。これは鳥海高原花立牧場公園内のバンガローを改築したことに伴い、施設の名称と使用料に係る別表を整備しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、使用料についてはそれぞれ上限金額を定めたものであり、実際の料金は指定管理者である株式会社鳥海高原ユースパークの判断に基づき、これより低額で運用されているとの報告を受けております。

次に、議案第40号土地改良事業（笹子上堰地区）の施行についてであります。これは鳥海地域笹子上堰地区において、延長1,532メートルの用水路工を4カ年で実施するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

その内容は、素堀水路をコンクリート水路に改良するなど維持管理費の節減と用水不足の解消を図るものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第41号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これはただいまご報告いたしました議案第40号の事業に係る経費の受益者負担として、分担金の賦課基準並びに徴収の時期などについて、議会の議決を得ようとするものであります。

当該事業の受益面積は70ヘクタール、受益農家は100戸、係る総事業費は4,900万円であり、負担割合は国55%、県1%、市22%、受益者が22%であります。これを各年ごとの事業費に分け、受益者の受益地積割に応じ負担を求めるものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第44号由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第46号由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて及び議案第47号由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについての3件であります。これらはいずれも一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、地方財政法第6条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

集落排水事業特別会計には11億円以内を、休養宿泊施設運営特別会計には2,000万円以内を、スキー場運営特別会計には1億円以内を、それぞれ事業推進のため繰り入れしようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第48号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）であります。当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。

第13款使用料及び手数料につきましては、4目農林水産業使用料及び5目商工使用料において、各施設等の使用料及び手数料の実績見込みによる増減額補正であります。

第15款県支出金につきましては、各種補助対象事業が確定したことにより、それらへの県補助金と委託金を精査し、それぞれ増減額補正するものであります。

第16款財産収入につきましては、2項財産売払収入において、各生産物の売り払い収

入額の実績見込みによる増減額補正が主なものであります。

第18款繰入金につきましては、2項基金繰入金において、畜産振興基金繰入金の実績に伴う減額補正であります。

第20款諸収入につきましては、4項受託事業収入において、緑資源機構造林受託事業の今年度事業の確定による減額補正、5項雑入においては、農林水産業雑入では東由利地域田子ノ沢地区における土地改良施設の維持管理事業に係る国・県の事業費割り当てが平成20年度以降に先送りになったことに伴う土地改良施設維持管理適正化事業交付金の減額補正、商工雑入では南由利原販売収入の実績に基づく減額補正などが主なものであります。

第21款市債につきましては、農業債においては西目地域前ヶ沢地区における農道整備が日沿道の工程調整により来年度に先送りされたことに伴う減額補正が主なもので、林業債、水産業債、商工債は各事業の確定による減額補正であります。

次に、歳出についてであります。歳入同様、年度末における各事業費の確定による精査、計数整理が主なものであります。各款ごとにご報告を申し上げます。

第5款労働費につきましては、当委員会にかかわるものは1項1目労働諸費における役務費の減額補正のみであります。

第6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、「あなたと地域の農業夢プラン応援事業」、「地域でつくる水田農業支援事業」、中山間地域等直接支払事業などに係る補助金の確定による減額補正、歳入第20款で触れました東由利地域田子ノ沢地区の土地改良施設維持管理事業と、歳入第21款で触れました西目地域前ヶ沢地区における農道整備がそれぞれ先送りされたことによる減額補正及び集落排水事業繰出金の減額補正が主なものであります。

第2項林業費では、民有林造林事業促進のためのかさ上げ補助に係る経費の追加や各地域における市有林保育事業と松くい虫防除対策事業の確定による減額補正と、歳入第20款で触れました緑資源機構造林受託事業確定による減額補正が主なものであります。

第3項水産業費では、道川漁港整備に係る地元負担金の確定に伴う減額補正が主なものであります。

第7款商工費につきましては、信用保証協会への保証料が確定したことによる中小企業融資斡旋資金事業費の追加、生活路線バス運行に係る補助金の確定による増額補正、今年度より実施した飛鳥シャトルバス運行事業が計画を上回る利用実績を上げたことによる事業費の減額補正、休養宿泊施設運営、スキー場運営両特別会計への繰出金の増額補正、さらに議案第31号で触れました鳥海高原花立牧場公園の簡易宿泊施設改築工事や西目地域浜館公園整備などの観光基盤整備事業の確定による減額補正、観光施設の管理・運営に要する経費の精査による増減額補正が主なものであります。

なお、委員より、飛鳥シャトルバス運行事業に対し「市民の要望を的確に把握した政策の好例であり、今後もその姿勢を各政策に生かしていただきたい」との声がありましたことを申し添えます。

次に、繰越明許費につきましては、第7款商工費において市道岩谷ぼぼろっこ西野線改良事業が繰越事業となることに伴い、その移設補償である道の駅おおうちの温泉ぼぼろっこへの引湯管布設替え工事について630万円を翌年度へ繰り越ししようとするもの

であります。

次に、債務負担行為につきましては、農業経営基盤強化資金利子助成等の利子と償還助成金について、今年度資金利用額が確定したことに伴い新たに設定するものであります。

次に、議案第56号平成18年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入においては、実績見込みにより分担金と使用料を増減額補正するほか、個別排水事業の追加に伴う国庫補助金の増額補正、一般会計繰入金の減額補正及び日沿道に伴う管路移設補償費の確定による減額補正、歳出においては、ただいま申し上げました管路移設工事に伴うものや各地区での事業請差による減額補正、追加となった本荘地区での個別排水事業費の増額補正が主なものであります。

また、個別排水事業の追加分について、国の事業枠との兼ね合いから1,119万2,000円の繰越明許費を設定し、地方債においては農業集落排水事業で150万円の減額補正、個別排水事業では270万円の増額補正を行うものであり、これにより歳入歳出それぞれ577万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を25億6,397万6,000円とするものであります。

次に、議案第58号平成18年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、実績見込みによる施設使用料、売店収入などの減額補正と一般会計繰入金の増額補正、歳出においては、空調設備工事費の請負差額や寝具更新に係る購入差額の減額補正などが主なものであり、これにより歳入歳出それぞれ2,765万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億616万7,000円とするものであります。

次に、議案第59号平成18年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、矢島、鳥海オコジョランド両スキー場における各事業収入の減額補正及び一般会計繰入金と前年度繰越金の増額補正、歳出においては、矢島スキー場の整備事業費と鳥海オコジョランドスキー場の圧雪車購入費が確定したことによる減額補正が主なものであり、また、地方債においてもただいま歳出でご説明いたしました2つの事業費の確定に伴い、スキー場整備事業については410万円、圧雪車購入事業については150万円を減額補正、これにより歳入歳出それぞれ610万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億5,714万4,000円とするものであります。

なお、大規模改修により全体をリニューアルした矢島スキー場につきましては、暖冬による積雪不足により12月こそ売り上げが前年度を下回りましたが、1月以降は積雪と天候に恵まれ、2月は過去5年間における単月最高売り上げを記録するなど、その成果は確実にあらわれているとの報告を受けております。

以上の補正予算4件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成19年度予算についてであります。

初めに、議案第64号平成19年度由利本荘市一般会計予算について、当委員会に審査付託になりましたその主な内容をご説明申し上げます。

まず、歳入であります。

第12款分担金及び負担金につきましては、土地改良事業や草地整備に係る受益者の分

担金・負担金と道の駅岩城の各施設の電気利用負担金、鳥海地域の温泉施設管理負担金であります。

第13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料においては農林水産業各施設と商工観光各施設の使用料、2項手数料においては畜産施設に係る手数料であります。

第15款県支出金につきましては、各事業に対する補助金・委託金であります。

第16款財産収入につきましては、1項財産運用収入においては農林業・観光施設等に係る土地建物貸付収入が主なもので、2項財産売却収入においては間伐での収入が見込まれる立木売却収入と各生産物の売り払い収入、岩城地域の風力発電売電収入であります。

第18款繰入金につきましては、2項基金繰入金において、議案第21号で報告いたしました新しい畜産振興基金に係る繰入金、特別導入事業基金の国への平成19年度返還分に係る繰入金、本荘石脇コミュニティセンター等基金に係る繰入金が主なものであります。

第20款諸収入につきましては、3項貸付金元利収入において労働費・農林水産業費・商工費での各預託金に係る回収金が主なもので、そのほかは雑入であります。

第21款市債につきましては、各事業実施のための起債であります。

次に、歳出について、その主なものを各款ごとにご説明を申し上げます。

第5款労働費につきましては、由利本荘市シルバー人材センターへの運営事業費補助金や勤労者金融対策としての労働金庫への預託に係る経費が主なものであります。

第6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、地域の農業生産の担い手となる経営体の効率的かつ安定的な経営に資するための「目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業」に係る経費、土地改良剤投入による土づくりを支援する高品質良食味米生産体制強化事業費補助金、中山間地域直接支払交付金、秋田由利牛肥育農家の素牛導入を支援する経費を初めとする各種秋田由利牛振興対策事業に係る経費、土地改良に係るため池や用排水路などの農業基盤、農道整備を進めるために要する経費が主なものであり、さらに集落排水事業特別会計への繰出金も措置されております。

2項林業費においては、民有林造林事業の支援や森林整備地域活動支援のために要する経費、林道・作業道の開設や維持に要する経費、ゆり海岸林再生事業に要する経費、あるいは市有林の管理に要する経費が主なものであります。

3項水産業費においては、平成19年度より県から移管され市が管理者となる道川漁港と、松ヶ崎、西目両漁港の防波堤工事に係る経費や水産資源の確保及び養殖を推進するための経費が主なものであります。

第7款商工費につきましては、商工会の効率的な運営と商工業振興のための補助、中小企業の経営安定のための保証料補給に係る経費、由利高原鉄道や生活バス路線運行維持に要する経費、総合観光案内板などの設置に要する経費、最終事業年度を迎える浜館公園整備に要する経費、本荘工業団地の管理や企業誘致・立地を促進するための経費などが主なものであり、さらに休養宿泊施設運営、スキー場運営両特別会計への繰出金も措置されております。

第11款災害復旧費につきましては、1項農林水産業施設災害復旧費において、林道などでの災害発生時に早急な対応を図るための経費を措置するものであります。

第13款諸支出金につきましては、東由利地域の水源地涵養機能保全林の立木の取得に

要する経費を措置するものであります。

次に、議案第73号平成19年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算であります。歳入は受益者からの分担金と使用料、国・県補助金、一般会計繰入金及び市債など、歳出は処理施設の維持管理費、農業集落排水と個別排水事業の整備費、基金積立金及び償還金が主なものであります。

なお、地方債については農業集落排水と個別排水事業に係る起債と資本費平準化債について限度額等を定めるものであり、歳入歳出予算の総額を22億9,843万9,000円とするものであります。

次に、議案第75号平成19年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計予算であります。歳入は施設使用料や各売上収入、一般会計繰入金及び繰越金など、歳出は施設の経営と維持管理に係る経費、償還金が主なもので、歳入歳出予算の総額を1億9,397万6,000円とするものであります。

次に、議案第76号平成19年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算であります。歳入は事業収入、一般会計繰入金及び市債など、歳出は施設の維持管理費、矢島スキー場のスキーハウス改築工事に要する経費及び償還金が主なものであります。

なお、地方債については、ただいまご説明いたしましたスキーハウス改築工事に係る起債について限度額等を定めるものであり、歳入歳出予算の総額を1億9,331万4,000円とするものであります。

以上の新年度予算4件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願・陳情についてご報告申し上げます。

初めに、請願第1号日豪EPA交渉に関する意見書提出についての請願であります。これはオーストラリアとのEPA（経済連携協定）交渉を行うに当たり、重要品目に対する例外措置の確保、WTO農業交渉における主張に基づいた対応の確保などについて国への意見書提出を求めるものであり、その願意を妥当とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書提出についての陳情につきましては、「地域間の経済的なアンバランスは当然ではあるが、働いて得られる賃金によって生活できる最低ラインは保証されるべきであり、趣旨採択とすべき」との意見もありましたが、「願意にある時間額1,000円は現在のこの地域の経済情勢を反映した金額とは言えず、さらに全国一律ということは無理がある」との意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第3号労働法制の改善を求める意見書提出についての陳情につきましては、「派遣労働法改正などの規制緩和により、労働者の中で労働条件や労働の価値に格差が広がっていることをかんがみ、趣旨採択とすべき」との意見もありましたが、「格差の原因は論を分かるところであり、現在の流れは経営者側だけの一方的な意向の結果とは必ずしも言えない」との意見もあり、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成18年陳情第17号公正な森林整備事業の森林施業関係業務の発注についての陳情につきましては、「森林整備事業についても競争入札による業者選定

を行うことは将来目指すべき方向であり、趣旨採択とすべき」との意見もありましたが、「その意見は承知するが、本市における林業事業者の多くは県の業者選定基準を満たしておらず、本市の広大な市有林と民有林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには事業者育成が急務であり、願意にあるように今すぐ発注方法を変えることがこれに対し有効とは言えず、現時点においては時期尚早である」との意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の平成18年陳情第26号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める意見書提出についての陳情であります。これは中米が混入されて流通している低品位米と回転備蓄方式をとる政府備蓄米制度が及ぼす米価下落への対策について国への意見書提出を求めるものであり、その願意を妥当とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤譲司君。

【建設常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤譲司君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除いて条例改正4件、道路関係2件、特別会計への繰り入れ2件、補正予算5件、新年度予算5件の合計18件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えた合計19件の審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。主な内容と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に関する案件であります。

議案第32号由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案であります。これは東由利地域大琴簡易水道の区域拡張事業の完了に伴い、別表の給水区域、給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

次に、議案第33号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案であります。これは、ぽぽろ運動公園のスポーツ広場の完成に伴い、別表にその名称及び使用料を追加するものであります。

次に、議案第34号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります。これは市営住宅浜山団地1戸建て1棟並びに本荘中央防災公園及び尾崎第1緑地の完成に伴い、別表にその名称等を追加するものであります。

次に、議案第35号由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案であります。これはガス事業法施行規則の大口供給に係る供給量の基準が改正されたことに伴い、本市の大口供給条件を規定するため条文を追加するものであります。

以上、ご報告いたしました4件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第37号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第38号由利本荘市道路線の認定についての2件であります。関連がありますので一括してご報告いたします。

初めは、西目駅前広場整備に伴うものであります。若松町線を廃止し、新たに若松

町線及び西目駅前広場線を認定するものであります。

次に、道路改良事業の完了に伴うものであります。海士剥13号線を廃止し、新たに海士剥13号線として認定するものであります。

次に、移管に伴うものであります。主要地方道鳥海矢島線の矢越バイパスの完成により豊町矢越線を、また、国道105号の横岩バイパスの完成により横岩1号線及び横岩2号線を認定するものであります。

次に、路線見直しによるものであります。新たに豊栄8号線を認定するものであります。

次に、各種の事業完了に伴い、その事業において設置された道路について認定するものであります。農村総合整備モデル事業で上鶴田平ノ下線を、また、中山間地域総合整備事業で鶯川線、前ノ沢線及び赤倉支線をそれぞれ認定するものであります。

以上、2路線を廃止し、11路線を認定する2件の道路関係の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、特別会計への繰り入れ案件であります。

議案第43号由利本荘市下水道事業特別会計への繰り入れについて及び議案第45号由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰り入れについての2件であります。これは平成19年度由利本荘市一般会計から下水道事業へは15億円以内、簡易水道事業へは3億円以内を各特別会計に繰り入れすることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を得ようとしているものであります。いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、平成18年度各会計の補正予算の案件であります。各会計とも年度末における事業費等の精査並びに職員人件費及び施設の維持管理費等の措置のほか、一般会計では国の補正予算に伴う事業費が追加されております。

なお、各会計に共通することから、件名のうち「平成18年度由利本荘市」は省略して報告させていただきます。

初めに、議案第48号一般会計補正予算（第9号）のうち当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では第14款、第15款、第16款、第20款及び第21款、歳出では第4款、第8款及び第11款、繰越明許費では第4款及び第8款であります。主な内容につきましてご報告申し上げます。

歳入では、14款国庫支出金において、公共土木施設災害復旧費負担金及び地方道整備臨時交付金など事業費の確定による減額、道路台帳整備事業及び住宅マスタープラン策定事業に係る市町村合併補助金、まちづくり交付金などが国の補正予算により増額、15款県支出金において事業費の確定により浄化槽整備事業費及び環境整備活動推進事業費補助金が増額、防災ダム管理及び県道除雪委託金などが減額、16款財産収入で除雪車両売払収入の措置、20款諸収入で電気料収入の措置、21款市債で14款及び15款と同様に補助事業費の確定見込みなどに伴い減額となるものであります。

一方、歳出では、4款衛生費で浄化槽設置事業費が増額となるほか各水道事業費が減額、8款土木費で補助及び交付金事業の確定見込みにより事業費が減額及び組み替えとなるほか、国の補正予算に伴う道路台帳整備事業費及び住宅マスタープラン策定事業費の措置が主なものであり、11款災害復旧費で事業の確定見込みにより減額となるもので

あります。

なお、国の補助決定が2月となったこと、補償交渉等に日数を要したこと、雪が消えた後の適切な時期で施工などの工程調整等、種々の事由にて年度末での完了が困難なことにより4款清掃費の浄化槽設置事業で757万8,000円、8款土木費で地方道路整備臨時交付金事業を初めとする10の事業で7億7,813万円、それぞれ繰越明許となるものであります。

以上、報告いたしました一般会計の補正予算につきましては、次の意見を付した上で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

意見、議案第48号一般会計補正予算（第9号）において、まちづくり交付金事業の西目駅前広場整備に係る購入用地を取り違え議案の訂正に至ったことは、チェック体制の不備と言わざるを得ない。今後このようなことがないように適正な事務執行に努力されたい。

次に、議案第55号下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では下水道分担金、負担金及び使用料などが増額、一般会計繰入金及び市債が減額となるものであり、一方、歳出では職員の人事異動により人件費、事業の確定により工事請負費及び移転補償費などの減額が主なもので、歳入歳出それぞれ2,100万2,000円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が38億2,205万2,000円となるものであります。

なお、公共下水道整備事業の継続費において、平成18年度の年割額が2億1,769万8,000円、平成19年度の年割額が1億1,095万3,000円に変更となるものであり、また、処理施設維持管理事業で539万2,000円、公共下水道事業で1億8,361万円、特定環境保全公共下水道事業で5,250万円、それぞれ繰越明許となるものであります。

また、特定環境保全公共下水道事業における地方債の限度額が3億6,120万円に変更となるものであります。

次に、議案第57号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では滞納繰越分の水道使用料などが増額、一般会計繰入金、水道管移設補償費及び市債が減額となるものであり、一方、歳出で主に施設管理費や花立地区、東由利及び松ヶ崎地区の簡易水道施設整備事業費の確定に伴う減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,263万6,000円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が16億2,844万円となるものであります。

なお、市道改良関連水道管布設替え事業で720万円が繰越明許となるものであり、また、簡易水道事業における地方債の限度額が6億4,670万円に変更となるものであります。

次に、議案第62号水道事業会計補正予算（第4号）であります。収益的収入において企業の増産体制に伴う水道使用量及び工事・設計検査件数の増加により水道料金及び工事検査手数料など2,914万3,000円増額し14億9,708万5,000円に、また、同じ支出において貯水池の水量が安定していたことから、子吉川からの揚水に係る水質検査を行わなかったことや検定満了メーター交換及び経営変更認可申請書作成業務委託の請負差額により委託料、薬品費及び修繕費など、また、借入金利子の確定により企業債利息が減額となるほか、平成18年度の予算執行に伴う消費税見込み額が増額となり、合わせて2,419万4,000円減額し14億827万8,000円となるものであります。

また、資本的収入において、本荘及び西目地域の起債対象事業費の減額、高速道路建設、下水道及び農業集落排水事業関連工事の請負事業費確定、森林環境保全整備事業費補助金額の確定により、企業債、工事負担金及び県補助金、合わせて1億4,760万3,000円減額し6億4,239万9,000円に、また、同じく支出において収入と同様の事由及び請負差額などにより、委託料、工事請負費及び企業債償還金、合わせて1億1,256万6,000円減額し12億2,478万2,000円となるものであります。

なお、起債限度額を水道施設整備事業で1億2,740万円に、高金利対策借換債で600万円にそれぞれ変更し、総額が2億600万円となるものであります。

次に、議案第63号ガス事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入において、熱量変更共同化派遣に対する派遣先からの宿舍経費等の雑収益を60万4,000円増額し8億9,591万7,000円に、また、同じく支出において、本管支管の漏えい検査を直営で行ったことにより委託作業費が減額となるほか、熱量変更派遣職員の宿舍が個別確保となったことにより賃借料を、また、納付見込みにより消費税を増額し、合わせて9万1,000円減額して8億9,297万7,000円となるものであります。

また、資本的収入において下水道工事関連に伴うガス管移設工事補償金を700万円増額し6,760万円となるものであります。

以上、報告いたしました4件の特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は、新年度予算であります。補正予算と同様に件名の「平成19年度由利本荘市」は省略して報告させていただきます。

初めに、議案第64号一般会計予算のうち当常任委員会に審査付託となりましたのは、歳入では第12款、第13款、第14款、第15款、第20款及び第21款、歳出では第4款、第8款及び第11款であります。主な内容につきまして報告いたします。

歳入であります。12款分担金及び負担金では東北電力からの電線共同溝建設費負担金が、13款使用料及び手数料では三ツ方森水道に係る行政財産使用料、道路占有料及び住宅使用料などが、14款国庫支出金では公共土木施設災害復旧、道路整備、除雪車両配備、土地区画整理、旧由利組合総合病院跡地活用及び公営住宅建設事業などにかかわる負担金及び補助金が、15款県支出金では浄化槽整備及び秋田県公共団体施行土地区画整理事業費補助金、防災ダム管理費及び県道除雪委託金などが、20款諸収入では水源涵養地貸付金元利収入などが、21款市債では道路・橋梁の整備、除雪機械整備、急傾斜地崩壊対策、土地区画整理、街路整備、旧由利組合総合病院跡地活用に係る本荘市街地地区整備、公営住宅建設及び公共土木施設災害復旧事業にかかわる市債が計上されております。

一方、歳出では、4款衛生費では浄化槽設置、上水道、簡易水道及び小規模水道にかかわる経費が計上されております。

8款土木費では、道路の維持管理や新設・改良、冬期交通確保、橋梁の新設・改良、本荘及び西目地域のまちづくり、土地区画整理、下水道、都市公園及び公営住宅にかかわる経費が総額89億2,983万6,000円が計上されており、前年度当初予算額に比較して12億380万8,000円、15.58%の増となっております。

なお、約20億円が計上されているまちづくり交付金事業には、旧由利組合総合病院跡

地の文化複合施設整備に係る実施設計委託料、公社及び個人からの土地取得費、民家の建物移転補償費が盛り込まれており、また、約17億円が計上されている本荘中央土地区画整理事業には、市第二庁舎の移転補償費が盛り込まれております。

また、11款公共土木施設災害復旧費では、現年・単独・過年、それぞれの災害復旧に係る経費が計上されております。

次に、議案第72号下水道事業特別会計予算であります。これは公共下水道及び特定環境保全下水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、下水道幹線・支線の整備費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額が31億2,208万3,000円となるものであります。

なお、地方債の限度額を公共下水道事業で6億1,010万円、特定環境保全公共下水道事業で1億4,740万円、資本費平準化債で5億1,340万円とするもので、また、一時借入金の限度額を15億円とするものであります。

次に、議案第74号簡易水道事業特別会計予算であります。これは本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利地域それぞれの簡易水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、岩城、大内第二、東由利、本荘松ヶ崎地区統合及び大内第三の各簡易水道施設整備費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、水道管移設補償費及び市債などであり、歳入歳出予算総額が15億5,512万9,000円となるものであります。

なお、地方債の限度額を簡易水道事業で5億9,350万円とするもので、また、一時借入金の限度額を15億円とするものであります。

次に、議案第80号水道事業会計予算であります。平成19年度の業務予定量を給水戸数で2万2,240戸、年間総給水量で932万6,100立方メートルと見込み、収益的収入において水道料金、水質検査手数料及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額が14億8,428万9,000円となるものであり、また、支出においては人件費や施設の維持管理費、企業債利息などであり、予定額が14億729万5,000円となるものであります。

一方、資本的収入においては、企業債、下水道・区画整理事業などの水道管移設工事負担金、一般会計出資金及び国・県補助金で、予定額が9億3,472万4,000円となるものであり、また、支出においては人件費のほか配水管布設及び水道事業第1次施設整備事業、企業債及び県市町村振興資金の償還にかかわる経費などであり、予定額が16億1,705万3,000円となるものであります。

なお、子吉浄水場改良工事について、平成19年度の年割額を4億1,760万円、平成20年度の年割額を1億9,580万円とする総額6億1,340万円の継続費を設定し、また、地方債の限度額を高度浄水施設整備事業で2億4,700万円、石綿セメント管更新事業で1,740万円、水道施設整備事業で3億8,220万円、総額6億4,660万円とするもので、さらに一時借入金の限度額を2億円とするものであります。

次に、議案第81号ガス事業会計予算であります。業務予定量を供給戸数で9,428戸、年間総販売量を557万立方メートルと見込み、収益的収入においてガス料金、受注工事

及び器具販売収益などを主なものとし、予定額が8億9,327万6,000円となるものであり、また、支出においては人件費や各種維持管理費、受注工事費及び企業債利息などであり、予定額が8億6,205万4,000円となるものであります。

一方、資本的収入においては、公共下水道及び土地区画整理事業に伴う工事負担金及び企業債で、予定額が2億2,930万円となるものであり、また、支出においては、人件費のほか供給管移設工事請負費及び企業債の償還にかかわる経費などであり、予定額が4億6,729万2,000円となるものであります。

なお、地方債の限度額を供給設備整備事業で1億2,000万円とするもので、また、一時借入金の限度額を1億円とするものであります。

以上、ご報告いたしました5件の新年度予算につきまして、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の平成18年陳情第8号総合文化施設（多目的ホール）に関する陳情につきましては、教育民生常任委員会との連合審査会を踏まえ、また、本日予定されている説明会、さらには今月27日に本年最後の開催となる第6回本荘市街地地区まちづくり推進協議会の協議内容も参考にしながら、なお慎重に審査する必要があるとの判断から、継続審査すべきものと決した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、議会運営委員長の報告を求めます。26番村上亨君。

【議会運営委員長（村上亨君）登壇】

議会運営委員長（村上亨君） 私の方から議会運営委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会が審査いたしました案件は、継続審査中の平成18年陳情第25号由利本荘市議会議員の兼業禁止及び議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情1件であります。

この陳情につきましては、「付託された委員会としての結論を今定例会で出すべき」との意見もありましたが、「間もなく立ち上げられる（仮称）議会改革検討委員会での検討項目の1つとしてこの内容にかかわる事項も挙げられており、そこでの積極的な議論も踏まえた上で決定すべき」との意見が多数を占め、なお審査の要ありとして、申出書のとおり継続審査とするべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、議案、請願、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案、請願、陳情等を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、議案、請願、陳情等の件名は朗読を省略したいと思っておりますので、ご了承願います。

議長（井島市太郎君） 日程第3、議案第9号を議題といたします。
総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第4、議案第10号を議題といたします。
教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第5、議案第11号から、日程第13、議案第19号までの9件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第11号から議案第19号までの9件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第14、議案第20号及び日程第15、議案第21号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第20号及び議案第21号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第16、議案第22号及び日程第17、議案第23号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第22号及び議案第23号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第18、議案第24号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決を行います。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって議案第24号は、原案のとおり可決

されました。

議長（井島市太郎君） 日程第19、議案第25号から、日程第21、議案第27号までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第25号から議案第27号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第22、議案第28号及び日程第23、議案第29号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 議案第28号由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案ですけれども、委員長報告では、ごみの減量に対する意識改革の推進並びにごみの排出量に応じた市民負担の公平性を図るためという、その目的のために可燃ごみ及び不燃ごみについてごみ処理の有料化を推進しようとするものとしております。

この中で、ごみ処理手数料をごみ袋大50円、小30円に転嫁しようとするのがこの条例の本旨ですけれども、附則として、経過措置による激変緩和措置により、当分の間、大の袋は30円、小の袋は20円としようとするということになっております。この「当分の間」というのは、私としてはなるべく長い間この値段で続けていってほしいという思いでおるわけなんですけれども、この廃棄物の処理及び再利用というこの条例ですので、その再利用、リサイクルという面が実はこの減量化にとって一番大事なキーポイントではなかろうかなと思うわけなんですけれども、ともすると袋を有料化、しかも50円にすれば減量化の効果が大きく期待できるというふうな、高い方が減量化の期待ができるというふうな当局側のそういう説明でしたけれども、下手をすれば法律で禁じられている個人の焼却、あるいは不法投棄にもつながりかねない。私は、この条例を成功させるためにはもっと基本的にはリサイクルに対する根本的な考え方というものを市当局も改めなければいけないというふうに考えています。

例えば、一昨年、土谷の処理場が爆発事故によって大きな損傷が起きました。あのときに我々暫定市議会の中で現地視察した折りに、あそこの場所に置かれておった収集さ

れたごみは各地域でアルミ缶、スチール缶というふうに個別に分別排出したものがすべてごちゃまぜに置かれて、その処理の過程ですべてそれが混合されて処理されているという、そういう実態に遭遇して唖然としたというか怒りさえ覚えたものでした。きちんと一般市民の多くは分別収集という義務を果たして、それを排出しております。それが由利本荘市になってから既に3年もたとうとするのに、いまだにその統一化が図られておりません。ある地域では分別の排出においては19品目にも分別しているというふうな、そういう努力をして最大限にその可燃ごみの減量に努めているというふうな、そういう自治体がある一方、由利本荘市はその点が全く置き去りになって、ただ単にその収集に係る経費を一般市民全体に賦課しようとしている、こういう姿勢は私は市当局の対応として怠慢だと考えます。本荘地域も含めてきちんとした分別収集を義務づけするということが、それが大前提とならなければいけないと思うのです。その容器包装リサイクル法に基づいた市の努力がまだ不足しているという、その1点。

それと、今回の補正予算の中にも分別収集されたアルミ缶、スチール缶の売り払い収入が、そういったものに対する価格の高騰ということから3,000万円を超える補正をして、トータルとして物品売払収入に8,222万9,000円というふうな総額の補正が上がっております。それに対して、平成19年度の予算においては同じ16款2項2目の物品売払収入6,031万6,000円という当初予算の見積もりになっております。17年度の決算においてさえも5,975万円、それほど売り上げているにもかかわらず、減量をどこに転嫁するか、どういう形であらわれてくるかということ、ここの物品売払収入が飛躍的に伸びてくるということを目指した形の市の取り組みが必要だと思うのですけれども、当初予算においてもそこら辺の意欲が感じられません。

そこで、私はこの委員会の審査の過程の中で分別排出に対する議論、そういったことがなされたものかどうか。それと先ほども申し上げたように、処理場でのあのようになぜか分別して出したものがすべて混合されているという実態、こういうものを早期に適正化するという方向づけが必要だと思うのですけれども、そこら辺の問題も含めた議論がなされたものか。

それと、私はこういう廃棄物の収集において処理業者のモラルということが非常に大事だと思います。ごく限られた少数の業者による特権化ということが不透明感を増してきて、この間の一般質問においても...

議長（井島市太郎君） 質問者は委員長報告に対する質疑に限ってください。

4番（小杉良一君） このような処理業者においてモラルの低下というか、資格のない業者が収集業務に当たっているというふうなこともささやかれておりますけれども、委員会の中でそのような議論がなされておったのかどうか、その点をお尋ねいたします。

以上、質問いたします。

議長（井島市太郎君） 教育民生常任委員長の答弁を求めます。20番佐藤勇君。

【教育民生常任委員長（佐藤勇君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤勇君） ただいまの議員の質疑にお答えいたします。

非常に質疑の内容が複雑であり、聞き取れない分、あるいはまとめ切れない分もありましたので、簡潔にもう一度質疑していただければ、ちょっと答えるにも答えられない、そういうふうなことでございますので、もう一度、議論はいたしましたけれども質疑の

内容が非常につかみ取りにくいので、もう一度お願いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君。

4番（小杉良一君） まず1点は、この条例改正は市民に収集袋の有料化ということでもって収集の経費を一方的にこう転嫁しようとすることになるわけなんですけれども、私はまず値上げよりも資源のリサイクルということが大前提、そのことが最優先されるべきだ。当分の間30円から20円というふうな方向づけで、いずれは50円から30円というふうに値上げするというような、そういう条例改正になるわけですので、もっと当局に対してそのリサイクルに対する取り組みということが今現在不足しているという認識の上で、委員会の中ではそういう議論がなされたのかどうかということ。

それから処理場における処理の適正化というか、きちんとその処理を適正にすることによってリサイクル品のグレードアップということも期待できるし、収入増にもつながるわけです。それは、ひいては市民に対する収集の経費の転嫁も少なくすることができる。

それと業者のモラル、業者の許可のない地域における収集業務に当たったというような、そういう議論も委員会であったやに承っておりますけれども、その議論の経緯についてお尋ねいたします。

以上3点、お伺いします。

議長（井島市太郎君） 教育民生常任委員長の答弁を求めます。20番佐藤勇君。

教育民生常任委員長（佐藤勇君） 質疑に対してのみお答えいたします。

ただいまの質疑に対しましては、委員会では慎重に審査いたしました。そしてまた予算説明会、あるいはたびたびの委員会と所管との説明会などを踏まえ、そしてこのたびまとめの間で討論をいたしましていろいろやったところ、慎重に審査いたしました結果、こういうふうな答えでございます。

以上です。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再質疑ありませんか。

4番（小杉良一君） ありません。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第28号及び議案第29号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第24、議案第30号及び日程第25、議案第31号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第30号及び議案第31号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第26、議案第32号から、日程第29、議案第35号までの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第32号から議案第35号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第30、議案第36号及び日程第31、議案第82号並びに日程第32、議案第83号の3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第36号及び議案第82号並びに議案第83号の3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第33、議案第37号及び日程第34、議案第38号の2件を一括

議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第37号及び議案第38号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第35、議案第40号及び日程第36、議案第41号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第40号及び議案第41号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第37、議案第42号から、日程第42、議案第47号までの6件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第42号から議案第47号までの6件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第43、議案第48号を議題といたします。

総務・教育民生・産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきもの、建設常任委員長の報告は意見を付して可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第44、議案第49号から日程第56、議案第61号までの13件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第61号までの13件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第57、議案第62号及び日程第58、議案第63号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第62号及び議案第63号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第59、議案第64号を議題といたします。

各所管委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第60、議案第65号から、日程第74、議案第79号までの15件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第65号から議案第79号までの15件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第75、議案第80号及び日程第76、議案第81号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第80号及び議案第81号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第77、平成18年請願第5号を議題といたします。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって平成18年請願第5号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第78、請願第1号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって請願第1号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第79、請願第2号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって請願第2号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第80、陳情第1号の1を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第1号の1は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第81、陳情第1号の2を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第1号の2は、趣旨採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第82、陳情第2号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第83、陳情第3号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第84、陳情第4号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第4号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第85、継続審査中の平成18年陳情第8号を議題といたします。

建設常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成18年陳情第8号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第86、継続審査中の平成18年陳情第17号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成18年陳情第17号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第87、継続審査中の平成18年陳情第25号を議題といたします。

議会運営委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成18年陳情第25号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第88、継続審査中の平成18年陳情第26号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成18年陳情第26号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第89、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件については、提案説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第90、委員会発案第1号から、日程第92、委員会発案第3号までの3件を一括議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号から委員会発案第3号までの3件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る2月23日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成19年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時35分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員